

岩国市団体旅行支援補助金のご案内

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている市内の観光事業の早期回復を図るため、岩国市への市外からの団体旅行を企画する旅行者に対し、旅行料金の一部を予算の範囲内で補助し、滞在型観光を促進することを目的とする。

2. 概要

項目		内容			
対象事業者		旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 3 条の規定に基づき旅行業の登録を受けた旅行者で、かつ日本国内の事業所			
交付要件	旅行形態	岩国市外を出発地・帰着地とした受注型企画旅行又は募集型企画旅行			
	構成人数	10 名以上(乗務員・添乗員は含まない)			
	宿泊・日帰り条件等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">宿泊</th> <th style="width: 50%;">日帰り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩国市内の宿泊施設にて同日に 10 人以上が 1 泊以上 ※「最終行程表」、「宿泊証明書」の提出必須</td> <td>岩国市内の店舗等で同日に 10 人以上が一人あたり 1,000 円以上(税込)の昼食をとり、かつ市内滞在時間が 2 時間以上(昼食時間を含む) ※「最終行程表」、「昼食証明書」の提出必須</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊	日帰り	岩国市内の宿泊施設にて同日に 10 人以上が 1 泊以上 ※「最終行程表」、「宿泊証明書」の提出必須
宿泊	日帰り				
岩国市内の宿泊施設にて同日に 10 人以上が 1 泊以上 ※「最終行程表」、「宿泊証明書」の提出必須	岩国市内の店舗等で同日に 10 人以上が一人あたり 1,000 円以上(税込)の昼食をとり、かつ市内滞在時間が 2 時間以上(昼食時間を含む) ※「最終行程表」、「昼食証明書」の提出必須				
補助金額 ※ 1 団体あたり (同一行程)	5 万円	3 万円			
補助上限	1 社あたりの上限なし (予算の範囲内)				
催行期間	令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日 に岩国市に滞在または宿泊する旅行				
受付期間	令和 3 年 4 月 12 日～令和 4 年 2 月 14 日(消印有効) ※催行の 14 日前までに申請書を提出すること				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・『旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン』を遵守すること。 ・広告及び配布物にて、『岩国市団体旅行支援補助金』使用の旨の文言の掲載に努めるようお願いします。 				

3. 申請方法等

申請先	一般社団法人 岩国市観光協会 担当：茶川(ちゃがわ) 住所：山口県岩国市岩国一丁目 5 - 10 Tel : 0827-41-2037/Fax : 0827-41-2073 メール：iwakuni-dantai@sky.icn-tv.ne.jp
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行の帰着日から 14 日以内の実績報告すること。 ・補助金確定後、請求書を提出すること。
申請書類	一般社団法人岩国市観光協会 HP 内【岩国市団体旅行支援補助金】のサイトをご覧ください。